

第二期成年後見制度利用促進基本計画 について

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
成年後見制度利用促進室

第二期成年後見制度利用促進基本計画について

現状と概要

- 成年後見制度利用促進・権利擁護支援については、意思決定支援の推進など制度の運用改善や、中核機関の整備など権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに取り組んできた。
- 今後は、令和4年3月に閣議決定された「第二期成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの取組をさらに進める。
- また、同計画に掲げられた「総合的な権利擁護支援策の充実」に向け、令和4年度より「持続可能な権利擁護支援モデル事業」を開始し、権利擁護支援に係る施策の具体化に向けた検討を行っている。

第二期成年後見制度利用促進基本計画における 地域共生社会実現に向けた権利擁護支援の推進

- 地域共生社会は、「制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来の関係を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくこと」を目指すもの。
- 第二期基本計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進める。

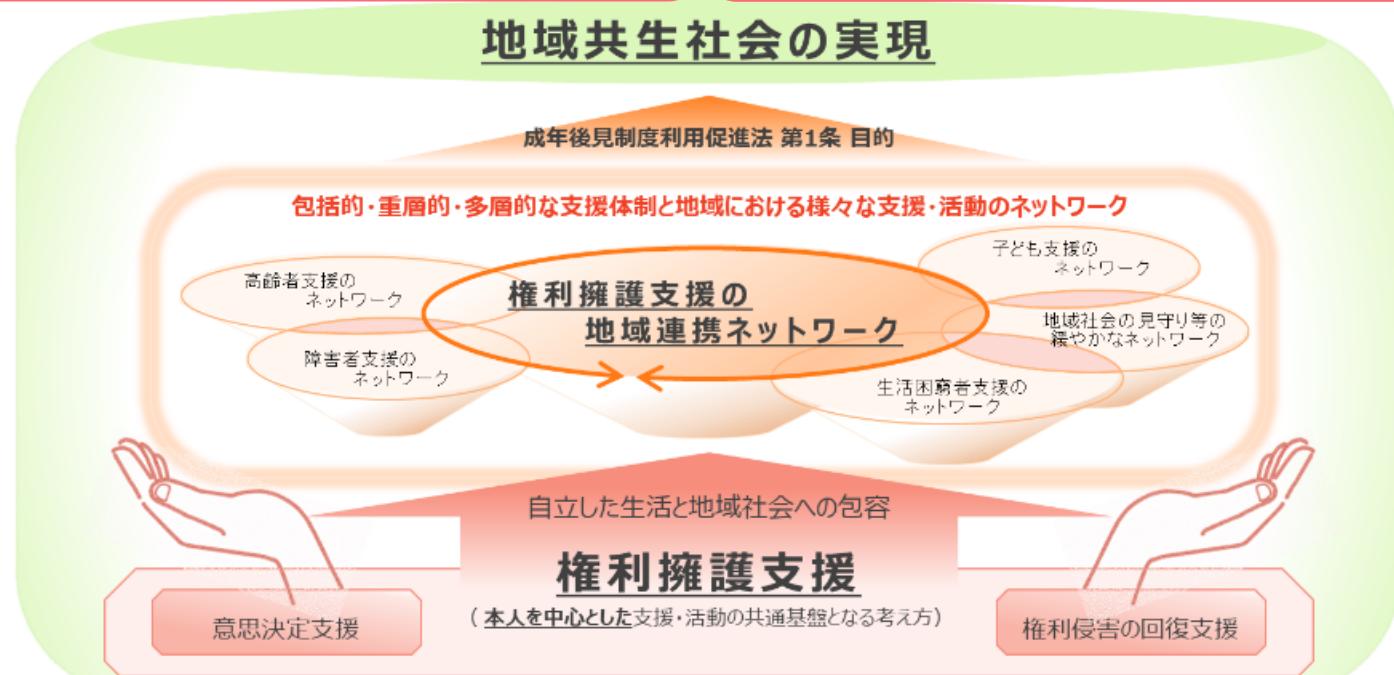
権利擁護支援

意思決定支援等による権利行使の支援や、虐待対応や財産上の不当取り引きへの対応における権利侵害からの回復し支援を主要な手段として、支援を必要とする人が、地域社会へ参加し、共に自立した生活を送るという目的を実現するための支援活動。地域共生社会実現を目指す包括的支援体制における本人を中心とした支援・活動の共通基盤である。

成年後見制度利用促進

利用促進の取組は、権利擁護支援の地域連携ネットワークを通じて推進されるべきもの。単に利用者の増加を目的とするのではなく、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制の整備を目指すものである。

地域共生社会の実現



第二期成年後見制度利用促進基本計画における基本的考え方

- 地域共生社会の実現に向けて、権利擁護支援を推進する。福祉と司法の連携強化により、必要な人が必要な時に、司法による権利擁護支援などを適切に受けられるようにしていく。
- 障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活の継続や本人の地域社会への参加等のノーマライゼーションの理念を十分考慮し、成年後見制度の見直しに向けた検討を行う。
- 成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実させるため、意思決定支援等によって本人を支える各種方策、司法による権利擁護支援を身近なものとする各種方策の検討を進め、これらの検討などに対応して、福祉制度・事業の必要な見直しを検討する。

◆成年後見制度等の見直しに向けた検討◆

制度改正の方向性等に関する指摘

- 必要性・補充性の考慮
- 三類型の一元化
- 有期（更新）
- 障害者権利条約の審査状況を踏まえた見直し
- 本人が必要とする身上保護、意思決定支援等の内容の変化に応じた円滑な交代
- 公的な関与を強めた後見等の開始

市町村長の権限等に関する指摘

- 市町村長の関与する場面の拡大など地方公共団体に与えられる権限の拡充
- 成年後見制度利用支援事業の見直し

◆総合的な権利擁護支援策の充実◆

日常生活自立支援事業等との連携、体制強化

- 他制度との連携の推進、実施体制の強化
- 他制度等との役割分担の検討方法についての周知

新たな連携による生活支援・意思決定支援の検討

- 市町村の関与の下で、市民後見人養成研修修了者等による意思決定支援によって、適切な生活支援等のサービス（簡易な金銭管理、入院・入所手続支援等）が確保される方策等の検討
- 上記の意思決定支援等に際して、権利侵害や法的課題を発見した場合に、司法による権利擁護支援を身近なものとする方策の検討

都道府県単位での新たな取組の検討

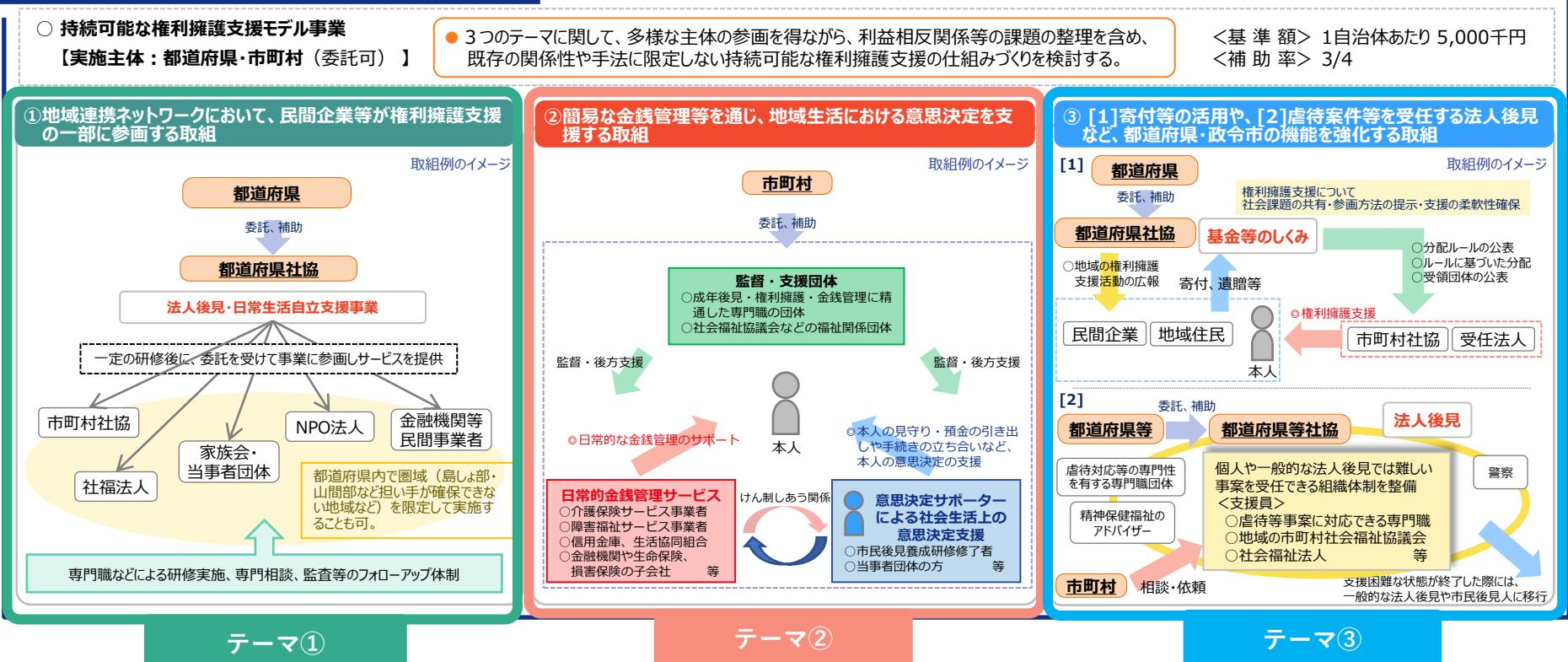
- 寄付等の活用による多様な主体の参画の検討
- 公的な関与による後見の実施の検討

持続可能な権利擁護支援モデル事業

持続可能な権利擁護支援モデル事業の概要

- 第二期基本計画期間（令和4年度～8年度）に2025年を迎える、認知症高齢者の増加などにより、成年後見制度の利用を含む権利擁護支援のニーズの高まりが想定される。相続や不動産売却処分などの法律行為が必要な場合など、成年後見制度による支援が必要な方が適切に制度を利用できるようにするとともに、広範な権利擁護支援ニーズに対応していくためには、多様な主体の参画を得て、権利擁護支援に係る新たな連携・協力による支援体制を構築することが肝要。一方で、寄付等の活用や民間団体等の参画を促す際には、利益相反関係が生じる可能性があるなど、このような体制を全国的に拡大していくためには、予めルールやスキームを整理する必要がある。
- 本事業では、自治体において、多様な主体の参画による権利擁護支援に係る連携・協力体制づくりをモデル的に実施し、新たな支え合いの構築に向け、取組の効果や取組の拡大に向け解消すべき課題等の検証を行う。

事業の概要・スキーム・実施主体等

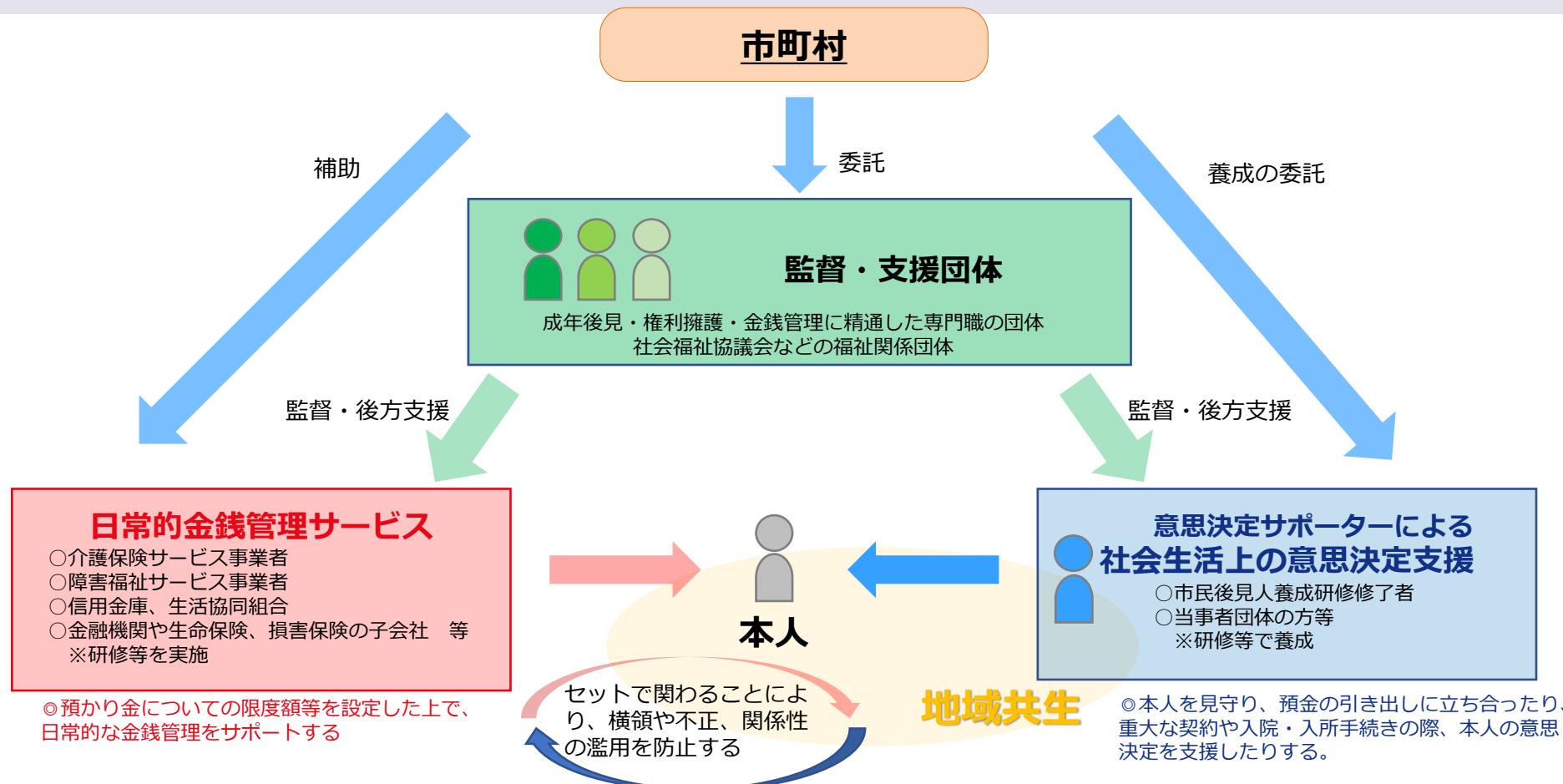


テーマ②

簡易な金銭管理等を通じ、地域生活における意思決定を支援する取組

<スキームの全体イメージ>

- 市町村の関与の下で、市民後見人養成研修修了者等による意思決定支援によって、適切な生活支援等のサービス（簡易な金銭管理、入院・入所手続支援等）が確保される方策等を検討する取組。
- 意思決定支援の場面において、権利侵害や法的課題を発見した場合、専門職が必要な支援を助言・実施する、市町村の関与を求めるなど、司法による権利擁護支援を身近なものとする方策についても検討する。
- このことにより、身寄りのない人も含め誰もが安心して生活支援等のサービスを利用することができるようすることを目指す。



「持続可能な権利擁護支援モデル事業」実施自治体等説明会の開催

- 第二期計画に基づき、総合的な権利擁護支援策の充実を図るため、厚生労働省では、令和4年度より「持続可能な権利擁護支援モデル事業」を実施。
- これに関して、モデル事業を実施予定の8自治体（2県・6市町）及びモデル事業に関心を持つ47自治体（6都道府県・41市町村）を対象に説明会（会場とオンラインのハイブリット形式）を開催した。
- 今後は、モデル事業の周知等を行うセミナーを各ブロック単位で開催する予定。

◆ 説明会の実施概要について

- 1日目は、モデル事業の必要性や概要、留意点等を説明するとともに、実施予定の8自治体からの実施構想の報告・共有を実施。
- 2日目は、モデル事業の着手に向けた計画づくりと多様な主体の参画を促すためのファンドレイジングに関する講義・演習を実施。

1日目	2日目
1 挨拶・趣旨等説明「総合的な権利擁護支援策を充実する必要性」	1 講義「社会的インパクト志向の計画の作り方」
2 行政説明「持続可能な権利擁護支援モデル事業の概要と事業実施に当たっての留意事項」	2 講義「福祉活動におけるファンドレイジング基礎知識」
3 令和4年度「持続可能な権利擁護支援モデル事業」実施予定自治体の事業実施構想について（報告）	3 演習「インパクトゴール設定とロジックモデルづくり」
4 ミニ講義「利益相反と関係性注意事案について」	—
5 参加者によるグループ意見交換・質疑応答	—

◇ 説明会の様子（会場2日目）>



◆ 令和4年度「持続可能な権利擁護支援モデル事業」実施予定自治体

※令和4年7月末時点（説明会開始後に古賀市追加）。

【テーマ①】 地域連携ネットワークにおいて、民間企業等が権利擁護支援の一部に参画する取組
(実施予定自治体：2自治体) 静岡県、取手市

【テーマ②】 簡易な金銭管理等を通じ、地域生活における意思決定を支援する取組
(実施予定自治体：6自治体) 長野市、豊田市、八尾市、藤沢市、黒潮町、古賀市

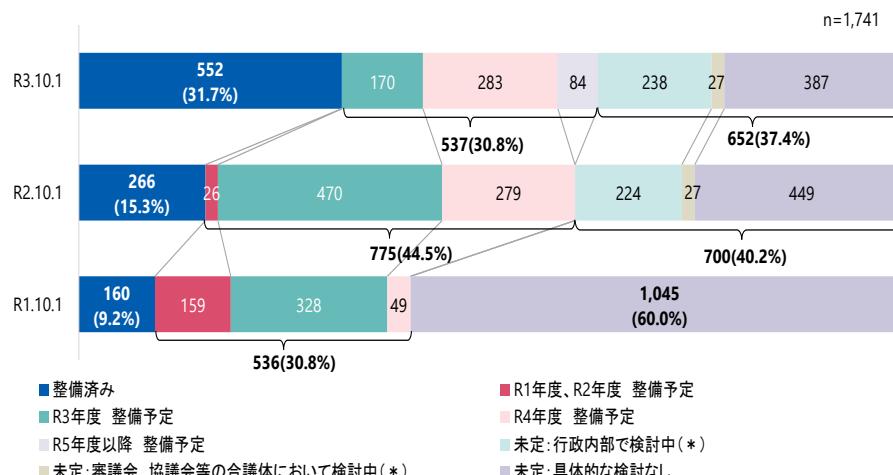
【テーマ③】 寄付等の活用や、虐待案件等を受任する法人後見など、都道府県の機能を強化する取組
(実施予定自治体：1自治体) 長野県

中核機関の整備状況

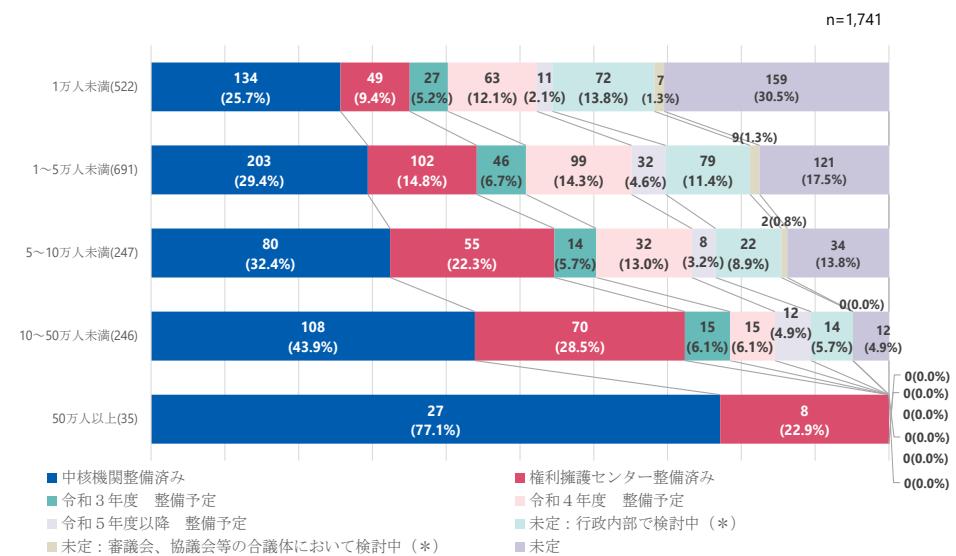
<整備済（R3.10時点）：552市町村（31.7%）⇒ 整備済 + 整備見込み：1,089市町村（62.6%）>【令和6年度末KPI：1,741市町村】

R3確定値

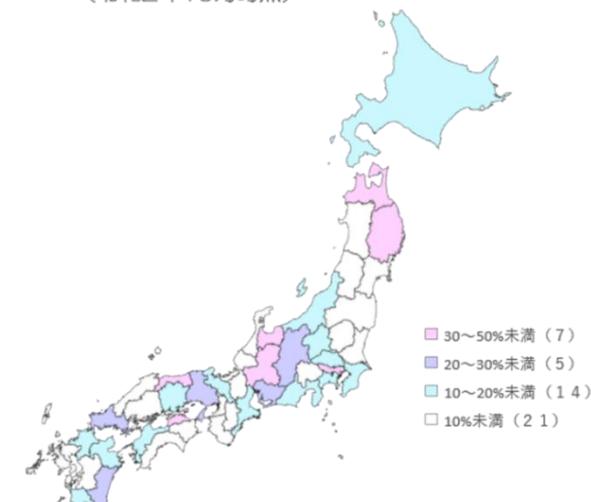
●中核機関の整備状況、整備(予定)時期<全体>



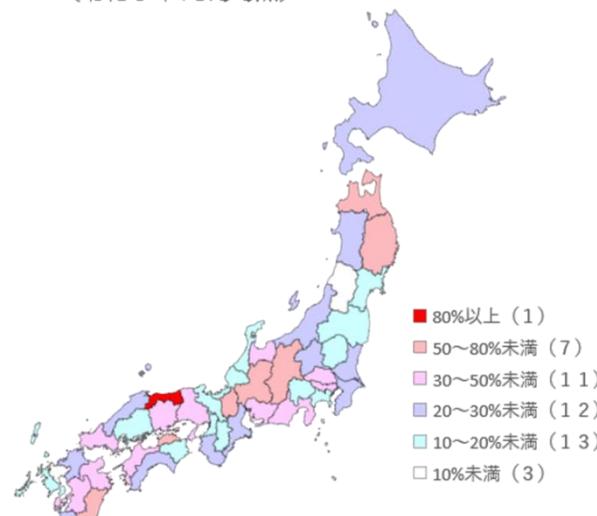
●中核機関等の整備状況、整備(予定)時期<自治体規模別>



中核機関整備済み市町村割合
(令和2年10月時点)



中核機関整備済み市町村割合
(令和3年10月時点)



中核機関整備済み+整備見込みあり市町村割合
(令和3年10月時点)

